### 未来に向かって環境のトータルアドバイザー

## RIKKA REPORT

**立華工業株式会社** 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL http://www.rikka.co.jp E-mail info@rikka.co.jp

# 有機則、鉛則、特化則の一部を改正する省令が公布されました。

1.多様な発散防止抑制措置の導入

事業者は、人体に害を及ぼすおそれのある化学物質を使用する業務を行う職場には、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置(以下「局排等」という。)を設置する義務が定められていますが、今回の改正では、局排等以外によって有害物質の発散を防止又は抑制し、労働者の安全が確保できれば、国からの許可を受けた上で、局排等を設けなくても良いこととしています。

2.作業環境測定の評価結果等の労働者への周知

作業環境測定の結果、第2、第3管理区分であった場合に、 作業環境の評価結果、作業環境を改善するために行う措置 を、作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなけ ればなりません。

【公布日】平成24年4月2日

【施行日】平成24年7月1日

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 富士市本市場422の1

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

☆作業環境測定

富士本社 分析 1 課

中西正彦、青柳容子

☆局所排気装置・プッシュプル型換気装置 排気対策

富士本社 環境技術部

尾崎克年

☆富士本社 営業部

望月久彰

#### 1. 多様な発散防止抑制措置の導入

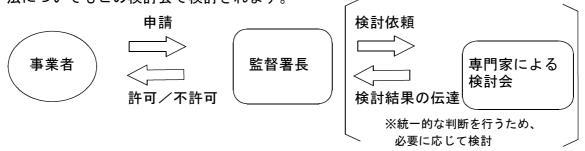
労働安全衛生法令により、有害物の発散抑制措置は局所排気装置又はプッシュプル型換気装置(以下「局排等」という。)に限られていますが、リスクに基づく合理的な化学物質管理を促進するために、一定の要件を満たす場合に局排等以外の発散防止抑制措置を導入することが認められます。

#### 1) 具体的な措置内容

新たな発散防止抑制措置を講じた上で、空気中の有害物の濃度を一定値以下に抑制できるとともに、所轄労働基準監督署長が許可した場合は、局排等に代えて新たな発散防止抑制措置を導入できます。

#### 2) 留意事項

所轄労働基準監督署長による許可の可否の決定に際しての要件の確認については、当面、厚生労働省が設置した専門家検討委員会で行うこととします。また、許可後に空気中の有害物の濃度を一定以下に抑制できることを確認する必要がありますが、この確認方法についてもこの検討会で検討されます。



#### 3)対象となる作業場

#### 〇有機溶剤中毒予防規則

第一種有機溶剤等及び第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場のうち、次に該当するもの

- 有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局排等の設置が義務付けられていること。
- ・作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。
- ※第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場は対象外

#### 〇鉛中毒予防規則

鉛業務を行う作業場所にうち、次に該当するもの

- ・鉛等又は焼結鉱等の粉じん発散源を密閉する設備、局排等の設置が義務付けられていること。
- ・作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。
- 全体換気装置の設置が義務付けられていないこと。

#### 〇特定化学物質障害予防規則

特定化学物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場のうち、次に該当するもの

- ・特定化学物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局排等の設置が義務 付けられていること。
- ・作業環境測定の実施、当該測定結果の評価の実施が義務付けられていること。
- ※第一類物質に係る作業場は対象外
- ※ 第三類物質は、局排等の設置が義務付けられていないため、対象外。

#### ★多様な発散防止抑制措置の導入の手順

#### 1. 発散防止抑制措置の事前確認

事業者が以下の①~⑥事項を確認

- ① 新たな発散防止抑制措置を講じた上で、第一管理区分となることが見込まれること (実験的なものでも可)。
- ② 新たな発散防止措置による人への危険有害性がないこと。
- ③ 定期的な点検等による維持管理が行われるための管理体制が整備されていること。
- ④ ①~③について、専門家(一定の経験を有する労働衛生コンサルタント[衛生工学部門]又は作業環境測定士)が確認を行っていること。
- ⑤ 衛生委員会 (衛生委員会がない場合は作業に関係する労働者の代表) において意見調整が行われていること。
- ⑥ その他

#### 2. 導入作業場において第一管理区分となることの確認

新たな発散防止抑制措置を講じて作業環境測定を実施。

#### 3. 所轄労働基準監督署への申請

- 1) 事業者が所轄労働基準監督署長(以下「署長」という)に申請。
- 2) 統一的な判断を行うために、厚生労働省に設置した専門家による検討会における検討を署長から依頼。

#### 4. 許可

当面は厚生労働省に設置した専門家検討会における確認後、専門家の助言に基づき署長が許可

#### 5. フォローアップ

- ①定期の作業環境測定を実施するとともに、必要に応じて漏えい濃度測定等を実施する。
  - ・法定の作業環境測定の結果、第一管理区分以外の区分となった場合、直ちに 作業環境改善を行い、作業環境測定により改善されたことを署長が確認する。
  - ・一定期間(例 1ヶ月間)内に改善がなされなければ許可を取り消す。
- ②許可を受けた内容に変更がある場合は、署長に再度許可申請を行う。

#### 2. 作業環境測定の評価結果等の労働者への周知

現行の制度では、労働者が自らの事業場の作業環境の状況を知りたいと思っても、容易に確認できる仕組みとなっておりません。作業環境測定の評価結果等を直接的に労働者へ周知することにより、事業者による作業環境の改善が速やかに行われること及び労働者の作業規程の遵守と徹底等の効果が期待されます。

#### 1) 具体的な措置内容

有機溶剤、特定化学物質及び鉛の作業環境測定を実施した後、作業環境の評価結果を労働者等に周知するとともに、作業環境の測定結果、作業環境の改善が必要である場合、対処方針についても併せて労働者へ伝えなくてはなりません。

#### 【作業環境測定の周知】

#### 対象物質

省令	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
有機溶剤中毒予防規則	0	0	×

省 令	禁止物質	第1類物質	第2類物質	第3類物質
特定化学物質障害予防規則	×	0	0	×

省令	鉛、鉛合金、鉛化合物
鉛中毒予防規則	0

#### 周知内容

評価の結果	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
測定結果を掲示する等 により周知	×	0	0
改善措置の効果を確認 するための測定結果	×	×	0

#### 周知方法

次のいずれかの方法によって労働者に周知しなければなりません。

- 1. 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- 2. 書面を労働者に交付する。
- 3. 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、 各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する。